

四日市市告示第208号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、令和2年度予防接種（個別接種）の実施について次のとおり公告する。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 目的

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を実施し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

①四日市市に住民登録がある者で、各予防接種対象年齢にある者

②戸籍または住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である四日市市に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で対象とする。（平成19年6月20日付け事務連絡「戸籍及び住民票に記載のない児童への定期的予防接種の実施取扱いについて」各都道府県衛生主管部（局）あて、厚生労働省健康局結核感染症課通知、参照）

※住民登録のある市町村で還付制度のある場合は、対象外とする。

②については、対象者は事前に市こども保健福祉課にて予診票発行の手続きが必要である。

3 実施場所

四日市市が予防接種を委託する医療機関

医療機関は窓口に「四日市市予防接種委託医療機関」の標札を掲げること。

4 接種料金（自己負担）

無 料

5 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

6 予防接種を行うに際して注意を要する者

（ア） 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

（イ） 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

（ウ） 過去にけいれんの既往のある者

（エ） 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

- (オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (カ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者。
- (キ) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

7 他の予防接種との関係

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、組換え沈降2価（4価）ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降B型肝炎ワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上おくこと。
- (2) 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

8 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

- (1) それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間（(3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。
- (2) 特別の事情
 - ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
 - (ア) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - (イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - (ウ) (ア)又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの
 - イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種をうけることができなかつた場合に限る。）
 - ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの
- (3) 対象期間の特例
 - ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間

イ 結核については、4歳に達するまでの間

ウ Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間

エ 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

9 対象年齢

1) Hib感染症

生後2か月以上5歳未満の者

2) 小児用肺炎球菌感染症

生後2か月以上5歳未満の者

3) 結核

生後1歳未満の者

4) B型肝炎

平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染する恐れのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除く。

5) ポリオ

生後3か月以上7歳6か月未満の者（ただし、経口生ポリオワクチン接種を2回終了していない者、DPT-I PVワクチンを4回終了していない者）

6) 百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ

生後3か月以上7歳6か月未満の者

7) 麻しん・風しん

① 第1期・・・生後12～24か月未満の者

② 第2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日か

ら当該始期に達する日の前日までの間にある者

（小学校就学前の1年間：4月1日～3月31日の期間）

8) 水痘

12か月以上36か月未満の者

※既に水痘に罹患したことがある者、当該予防接種を2回接種している者は接種対象外とする。

9) 日本脳炎

- ① 第1期：・標準接種対象者は、生後6か月以上7歳6ヵ月未満の者
- ・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）
 - ・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者は、1期接種対象時期（7歳半未満）に1期3回を終了していない場合、2期の接種時期（9歳以上13歳未満）に1期不足回数分を接種できる。
- ② 第2期：・9歳以上13歳未満の者
- ・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、9歳以上20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）

10) ジフテリア・破傷風（DT） 11歳以上13歳未満の者

11) ヒトパピローマウイルス感染症

小学校6年生（12歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子

※小学校6年生とは12歳となる日の属する年度、高校1年生とは16歳となる日が属する年度。留年又は外国の教育制度での学年は適用されない。